

法学部（学士（法学））の教育課程の編成及び実施に関する方針

【カリキュラムポリシー】

日本大学法学部（学士〔法学〕）では、日本大学教育憲章（以下、「憲章」という）を基に、専門分野を加味した卒業の認定に関する方針に沿って、共通科目領域、総合科目・体育実技科目領域、外国語領域及び各学科専門科目領域の領域ごとに教育課程を編成し実施する。

下表の「憲章」に基づく卒業の認定に関する方針として示された8つの能力（コンピテンシー）の養成を目的として、領域ごとの授業科目を各能力に即して体系化するとともに、講義・演習・実習等の授業形態を組み入れた多様な学修方法による教育課程を編成し実施する。

また、学修成果の評価は、専門的な知識・技能及び態度を修得する授業科目について、学修到達目標をシラバスに明示し、授業形態や授業手法に即した多面的な評価方法により、その達成度を公正かつ厳正に評価する。自主創造における8つの能力（コンピテンシー）への達成度に関しては、領域ごとにおける授業科目の修得による到達度等に基づき、段階的かつ総合的に判定する。